臨時株主総会

招集ご通知

開催情報

日時：2019年3月15日（金曜日）
午前 9 時 受付開始
午前10時 開会

場所：東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋　5階ホール

近隣には「ベルサール八重洲」もございますので、ご来場の際にはお間違えのないようご注意ください。

イオンフィナンシャルサービス株式会社

証券コード：8570

招集ご通知

証券コード8570

2019年2月28日

株主の皆さまへ

本店　東京都千代田区神田錦町一丁目１番地
本社　東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　河原健次

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　株主の皆さまには日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年３月14日（木曜日）午後６時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　**2019年３月15日（金曜日）午前10時　（受付開始：午前９時）**

２．場　　所　**東京都中央区日本橋二丁目７番１号**
東京日本橋タワー　ベルサール東京日本橋　５階ホール
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

３．目的事項

【決議事項】

第１号議案　吸収分割契約承認の件

第２号議案　定款一部変更の件

以　上

■株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
■本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。

当社ウェブサイト（http://www.aeonfinancial.co.jp/）

議決権行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合

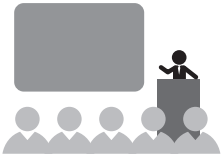

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2019年3月14日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

C インターネット等による議決権の行使の場合

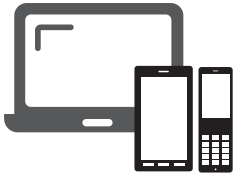

インターネット等による議決権行使のご案内（10頁）をご参照の上、「スマート行使」による方法、若しくはＩＤ・パスワード入力による方法に従って、2019年3月14日（木曜日）午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットでの行使を有効な行使として取り扱います。インターネットで複数回、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱います。

目　次

招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 3
ご参考
インターネット等による議決権行使のご案内 … 10

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　吸収分割契約承認の件

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」といいます）と当社の100％子会社であるＡＦＳコーポレーション株式会社（以下「承継会社」といいます）は、2019年４月１日を効力発生日として、当社の子会社である株式会社イオン銀行、イオン住宅ローンサービス株式会社、AEON CREDIT SERVICE（PHILIPPINES）INC.、AEON SPECIALIZED BANK（CAMBODIA）PUBLIC LIMITED COMPANYの株式を承継会社に承継させる吸収分割契約（以下「本件分割」といいます）を行うことに合意いたしました。

本議案は、本件分割に係る吸収分割契約の内容について、株主の皆さまにご承認をお願いするものであります。

1.吸収分割を行う理由

当社は、銀行持株会社である当社を中心に、日本を含むアジア12カ国、連結子会社33社、持分法適用関連会社1社で構成（以下、当社を頂点に傘下子会社を含むものを「ＡＦＳグループ」といいます）される小売業発の総合金融グループです。

ＡＦＳグループは、「アジアＮｏ.1のリテール金融サービス会社」の実現に向け、「2025年にアジアで最も身近なエコシステム（経済圏）」を構築し、顧客基盤を現在の4,100万ＩＤから3億ＩＤへ飛躍的に拡大させ、最新の情報通信技術を活用することで、国内及びアジア地域のお客さまのライフステージ・ライフスタイルに合わせた金融サービスを提供することを中長期的な目標と位置付けております。

ＡＦＳグループを取り巻く経営環境は、日本国内における少子高齢化の進展による社会構造の変化、また、膨大な個人情報を有するITプラットフォーマーやFinTech等の技術を有する異業種からの金融分野参入等、新たな競争が発生してきており、これまでにはない経営環境へ積極的に対応する必要が生じております。

こうしたなか、ＡＦＳグループは、銀行業務が健全に運営されるガバナンス体制を有しつつ、お客さま一人ひとりにあった安心、安全、便利でお得なサービス・金融商品を提供し続けるために柔軟なビジネスモデル構築が図れ、各事業が一体となってより効率良くスピーディに拡大できる体制に変革する必要があると判断いたしました。

具体的には、当社の傘下に新たに銀行持株会社となる承継会社を設立し、同時に当社が事業会社へ移行することで課題に柔軟に対応できる体制を実現してまいります。

2.吸収分割契約の内容

吸収分割契約書（写）

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「甲」という。）とAFSコーポレーション株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）
甲は、本契約に定めるところに従い、甲が有する第３条第１項記載の権利義務を、会社法が規定する吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第２条（当事会社の商号及び住所）
本吸収分割を行う当事会社の商号及び住所は、次の各号に定めるとおりである。
① 吸収分割会社（甲）
商号：イオンフィナンシャルサービス株式会社
住所：東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
② 吸収分割承継会社（乙）
商号：AFSコーポレーション株式会社
住所：東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

第３条（本吸収分割により承継する権利義務）
１．乙が本吸収分割により承継する資産、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりである。
２．本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第４条（本吸収分割に際して乙が交付する対価）
乙は、本吸収分割に際して、乙が前条に基づき承継する承継対象権利義務の対価として、乙の株式9,999株を発行し、その全てを甲に割当交付する。

第５条（乙の資本金及び資本準備金等）
本吸収分割により増加する乙の資本金及び資本準備金等の額は、以下のとおりとする。
（１）資本金の額　　1,999,999,999円
（２）資本準備金の額　　0円
（３）その他資本剰余金　　会社計算規則第2編第3章第4節第2款の規定に従って、乙が決定する
（４）利益準備金の額　　0円
（５）その他利益剰余金　　0円

第６条（効力発生日）
本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2019年４月１日とする。但し、本吸収分割の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、会社法第790条の規定に基づき、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第７条（株主総会の承認等）
甲及び乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会を開催（会社法第319条第１項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）し、本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第８条（競業避止義務の免除）
甲は、本効力発生日以降、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第９条（本吸収分割の条件の変更及び中止）
本効力発生日までの間において、甲又は乙の経営、事業、財政状態又は経営成績に重要な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が発生し又は発生することが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となり又は困難となることが明らかとなった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し又は本吸収分割を中止することができる。

第10条（本契約の効力）
本契約は、本効力発生日までに、法令等に基づき本吸収分割を実行するために本効力発生日に先立って取得することが必要な関係官庁等の承認若しくは許認可等が得られなかったとき、又は前条に従い本契約が解除されたとき若しくは本吸収分割が中止されたときは、その効力を失う。

第11条（準拠法）
本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。

第12条（管轄）
本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）
本契約に定めのない事項その他本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、決定する。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

2019年１月21日
甲　東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　　河原　健次

乙　東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
AFSコーポレーション株式会社
代表取締役社長　　齋藤　真理子

別紙

承継権利義務明細表

本吸収分割において乙が甲から承継する権利義務は、以下に定めるとおりとする。なお、甲及び乙が別途合意する権利義務についてはこの限りでない。

１．承継する資産
甲が保有する以下の会社の発行済株式のすべて
・株式会社イオン銀行
・イオン住宅ローンサービス株式会社
・AEON CREDIT SERVICE（PHILIPPINES）INC.
・AEON SPECIALIZED BANK（CAMBODIA）PUBLIC LIMITED COMPANY

2．承継する契約（雇用契約を除く。）
以下に掲げる契約に係る契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務。但し、これらの契約に基づき発生した未収債権及び未払債務は本吸収分割により承継されないものとする。
（1）甲及び株式会社イオン銀行の間の経営管理契約
（2）甲及びイオン住宅ローンサービス株式会社の間の経営管理契約
（3）甲及びAEON CREDIT SERVICE（PHILIPPINES）INC.の間の経営管理契約
（4）甲及びAEON SPECIALIZED BANK（CAMBODIA）PUBLIC LIMITED COMPANYの間の経営管理契約

3．雇用契約の取扱い
甲と甲の従業員の間の雇用契約については、一切承継しないものとする。

3.分割対価に関する事項

（1）分割対価の定めの相当性

承継会社は本件分割に際し、普通株式9,999株を新たに発行し、その全てを当社に対して割当交付します。承継会社は当社の100%子会社であるため、本吸収分割により当社に割当交付される株式の数によって当社と承継会社の間の実質的な関係に差異を生じるものではありませんが、当社及び承継会社の今後の資本政策その他諸般の事情を勘案し、両社で協議の上で決定したものであり、承継会社が発行する株式の数は、相当な数であると判断しております。

（2）資本金等の定めの相当性

本件吸収分割による承継会社の資本金及び準備金の増加額は、次のとおりです。承継会社が本件吸収分割により当社から承継する権利義務の内容、並びに本件吸収分割後における承継会社の事業の内容及び規模に照らし決定したものであり、承継会社の資本金及び準備金の増加額は、相当な額であると判断いたしました。

①資本金の額	1,999,999,999円
②資本準備金の額	0円
③その他資本剰余金	会社計算規則第2編第3章第4節第2款の規定に従って承継会社が決定する
④利益準備金の額	0円
⑤その他利益剰余金	0円

（3）新株予約権の定めの相当性

該当事項はありません。

4.計算書類等に関する事項

（1）承継会社の成立時に係る計算書類等

承継会社の第1期事業年度は、会社成立の日である2019年1月4日より2019年3月31日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度を終了しておりませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、次のとおりです。

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	1円	資本金	1円
資産合計	1円	負債・純資産合計	1円

（2）承継会社の成立後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

（3）当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の事業会社への移行に伴い、現行定款第２条の事業の目的を変更するものです。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会における第１号議案が原案どおり承認可決され、当該吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、2019年４月１日付でその効力が生じるものとします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示す）

現　行　定　款	変　更　案
第１条（記載省略） （目的） 第２条　当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 １．銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに附帯する業務 ２．前号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務	第１条（現行通り） （目的） 第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。 １．株式を所有することにより、当該会社の事業活動を管理する業務 ２．投資業 ３．クレジットカード業および当該業務に関わる付随業務 ４．資金の貸付、有価証券等の金融商品および金融派生商品の保有、運用、管理および売買業 ５．ポイントおよび仮想通貨等の運営業 ６．信用保証、集金代行および計算事務代行業 ７．電子機器およびシステムソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸、修理および保守業 ８．不動産等の資産の賃貸業 ９．個人向け商品の生産、製造および販売業務 10．個人向けサービスの開発および販売ならびに仲介業 11．企業向け商品の生産、製造および販売業 12．企業向けサービスの開発および販売ならびに仲介業 13．前各号に付帯または関連する一切の業務
第３条～第39条（記載省略）	第３条～第39条（現行通り）

以　上

ご参考

インターネット等による議決権行使のご案内

1．「スマート行使」による方法
（1）同封の議決権行使書用紙右下に記載のQR コードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
（2）「スマート行使」による議決権行使は１回限りです。

2．ID・パスワード入力による方法
（1）「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

（2）パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。
次回の株主総会時は新たに発行いたします。
（3）パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
（4）パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3．ご注意
（1）行使期限は2019年３月14日（木曜日）午後６時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
（2）「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記２．に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
（3）郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。
インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
（4）インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。
（5）インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4．お問い合わせ先について
ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】
フリーダイヤル **0120-768-524** **（平日 9：00～21：00）**

（注）「QR コード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネット等による議決権の行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内します。

株主総会会場のご案内

【場　所】 東京都中央区日本橋二丁目7番1号　東京日本橋タワー　ベルサール東京日本橋　5階ホール

近隣には「ベルサール八重洲」もございますので、ご来場の際にはお間違えのないようご注意ください。

【ＴＥＬ】 03-5281-2080（代表）

【交　通】 ①銀座線「日本橋駅」　B6出口　直結
②東西線「日本橋駅」　B6出口　直結
③都営浅草線「日本橋駅」　B6出口　直結
（注）駐車場のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださるようお願い申し上げます。



株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

木を植えています
私たちはイオンです

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

この印刷物は、FSC認証紙を使用し、植物油インキを使って印刷しています。

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。